土地と農業
NO. 8

土地と農業 No. 8　　目　次

提　言　　頁

地域農政 …… 東畑四郎 …… 2

講　演

土地と農政 …… 東畑四郎 …… 4

座談会

農地保有合理化促進事業の推進方策について …… 17

調　査

農業集落農地動態調査

青森県八戸市西十日市部落 …… 田辺良則 …… 66

岩手県紫波郡紫波町水分地区吉水集落 …… 細貝大次郎 …… 80

鳥取県西伯郡名和町倉谷地区 …… 小林宏至 …… 96

島根県八束郡宍道町（来待）大森部落 …… 浜田年騏
鈴木敏正 …… 112

徳島県板野郡吉野町中西集落 …… 渡辺基 …… 131

◈ 提言 ◈

地　域　農　政

東　畑　四　郎

最近のわが国の農政には新しい言葉が氾濫している。自立経営農家や選択的拡大といったバター臭い言葉は陳腐化したが、中核農家、担い手、営農集団といった言葉はまだまだ新しい。昭和52年度豫算には地域農政という新語が飛び出した。地域によってめまぐるしく多様に変化しているわが国農業・農家・農村に対応せんがために、言葉だけがいたずらに先行しているきらいがある。この変化の中で農業生産の基盤である土地だけが流動しない。したがって、土地を必要とする農業部門の規模拡大が一向に発展しないことが、わが国農政の最大の悩みとなってきている。

個別農家の毎筆の農地の流動化を統制している農地法では、このような異質の農家の農地保有のさまざまなあり方に対処して流動化を展開するには、いよいよ厚い壁ができてしまった。この壁をなんとか破ろうと試みたのが農振法にもとづく農用地利用増進事業であろう。そして今回の地域農政は、どうやら農振法にもとづく農用地流動化のラインに沿ったもののようだ。

地域農政は村づくりを市町村段階でやってもらうことだが、それを集落の話し合いによって積み上げていこうというところに、従来とちがった発想の転換が感じられる。中央からの代理人としてではなくて、個人個人の心の通い合いを基盤として集落段階からまとめ上げていこうというのである。よくいわれる「コミュニケーションと参加の社会」を農政でも実現したいという願望がうかがわれる。そしてその中心課題となるのが、農用地管理事業であり、その考え方は農振法による農用地利用増進事業の延長線にあるようだ。地域農政特別対策事業と銘を打って打ち出された農政は、まず前述した話し合いによる地域農政総合推進事業によって集落から積上げた村づくりをなし、その中で特に農用地管理事業に重点をおくことになっている。そしてこの推進活動によって地域の体制ができたところに、小規模土地改良事業や機械の導入などをなそうとするのであり、さらに将来に豫想される第３次農業構造改善事業を発展させようとするものらしい。

この考え方は永い伝統であった中央集権的・画一的農政に対する一つの挑戦であり、農政がどちらかといえば農業団体などを通してタテ割りに、中央の代行者として推進されてきたのに対して、地方自治体である市町村を中心として新しく自主的に組立てようとするのである。そしてその制度はさきにのべたように、農振法的発想によるのである。したがって地域農政の中心は市町村自治体であり、自治体で決める農用地管理事業の主体は事業の種類によってさまざまであろう。現在でも農地信託は農協、農用地利用増進事業は市町村、農業経営受託は農協、農用地保有合理化促進事業は農地保有合理化法人がこれにあたっている。

しかしこの農政の構想転換にもまだまだ問題は多い。

その一つは、集落段階における話し合いをリードしていく人をどうみいだしていくかということである。農民の農業や農地に対する考え方のちがいのなかで、農用地を確保して農業経営規模拡大をしたいものと、農用地を資産として保有したり、規模拡大を欲しない者とが混住するなかで、誰が、どういう考え方で農地を一定の方向に流動化できるか、その人と哲学と推進運動をどう展開するか。

その二つは、米の過剰生産や農畜産物の価格アンバランスのなかで、農振法による作物別営農計画を集落→市町村→府県→国という段階で、はたして整合した計画として組立てることができるかどうか。

その三つは、市町村に計画樹立の自主性を認め、地域農政に関連する農業補助金を、地域の実情に即して総合的に支給できるような弾力性のある豫算を、組むことができるかどうか。

いずれも地域農政を総合的に推進するため検討を要するところである。

（全国農地保有合理化協会会長）